

不動産登記法上の登記が必要でない場合は、「建造物の【屋根／屋上】」を「土地」と書き換えて、土地の使用に関する同意書として提出してください。
※賃貸・譲渡によらず他者の土地を使用する場合に、同様に書き換えて土地使用の同意書として利用することも可。

記載要領

建造物の屋根の使用に関する同意書

平成30年4月2日

(依頼人)

住所 〒110-0081
東京都千代田区霞が関1-1-1
氏名 経済産業株式会社
代表取締役社長 経済 一郎

不動産登記法上の登記が必要でない場合は、「建造物の【屋根／屋上】」を「土地」と書き換えてください。

(所有者)

住所 〒110-0081
東京都千代田区霞が関2-2-2
氏名 株式会社METI
代表取締役社長 経済 三郎 印

10kW未満太陽光の場合は認印でも可。
それ以外の場合は実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。

当方が所有する下記建造物の屋根について、依頼人が再生可能エネルギー発電設備を設置するために使用することに同意し、それを証するため署名押印いたします。

記

1. 使用に同意する建造物

所在 東京都千代田区霞が関3番地3
家屋番号 3番3
種類 居宅

2. 使用目的

太陽光発電事業のため

3. 特記事項

依頼人が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく事業計画認定の申請の目的以外に使用した場合は、この同意書の効力は消滅するものとします。

登記簿のとおりに記載してください。
建造物の【屋根／屋上】を「土地」と書き換えた場合は「使用に同意する建造物」を、「使用に同意する土地」と書き換えてください。家屋番号は削除してください。種類は「居宅」から「土地に関するもの」に書き換えてください。

以上